

田辺周辺広域市町村圏組合監査委員条例

制定 昭和46年6月25日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第202条の規定に基づき田辺周辺広域市町村圏組合の監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(例月出納検査日)

第2条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は毎月20日に行なうものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(公表および告示)

第3条 委員が行なう公表および告示は、本組合公告式条例の定めるところによる。

(雑則)

第4条 この条例に定めるものを除くほか監査委員に関し必要な事項は、委員の合意によりこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。